

家庭教育支援の 基礎知識



福岡県立社会教育総合センター

家庭教育支援の基礎知識

この研修でお話すること

1 家庭教育支援とは

2 家庭教育の現状と課題

3 家庭教育支援の施策・方向性

1 家庭教育支援とは

1-(1) 家庭教育とは

家庭教育ってなんだろう…



家族のふれ合いを通して、子供が、基本的な**生活習慣**や**生活能力**、人に対する**信頼感**、**豊かな情操**、他人に対する**思いやり**、基本的**倫理観**、**自尊心**や**自立心**、社会的な**マナー**などを身につけていく上で**重要な役割**を果たしています。

家庭教育は、**すべての教育の出発点**です。

1-(2) 教育基本法における家庭教育

《教育基本法》第十条1項（平成18年改正）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

家庭教育は、**法律**で定められています。

1-(3) 家庭教育は子供たちへの贈り物

ルールの
話し合い

あいさつ
の習慣

家族で
早寝
早起き

朝ご飯
は一緒



未来の日本を
支える人材を
育てる大切な
営みです。

1-(4) 家庭教育支援とは

全ての保護者が**安心して家庭教育を行える**ように支援する。



家庭教育を社会全体で支え合うことが求められています。

子供と保護者が、共に学び、育ち合う「家庭教育」を**地域全体で応援する。**

1-(5) 教育基本法における家庭教育支援

《教育基本法》第十条2項（平成18年改正）

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性
を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及
び情報の提供その他の家庭教育を支援するた
めに必要な施策を講ずるよう努めなければな
らない。

家庭教育支
援も法律で
定められて
います。

1-(6) 家庭教育支援と子育て支援

家庭教育支援と子育て支援を整理すると・・・

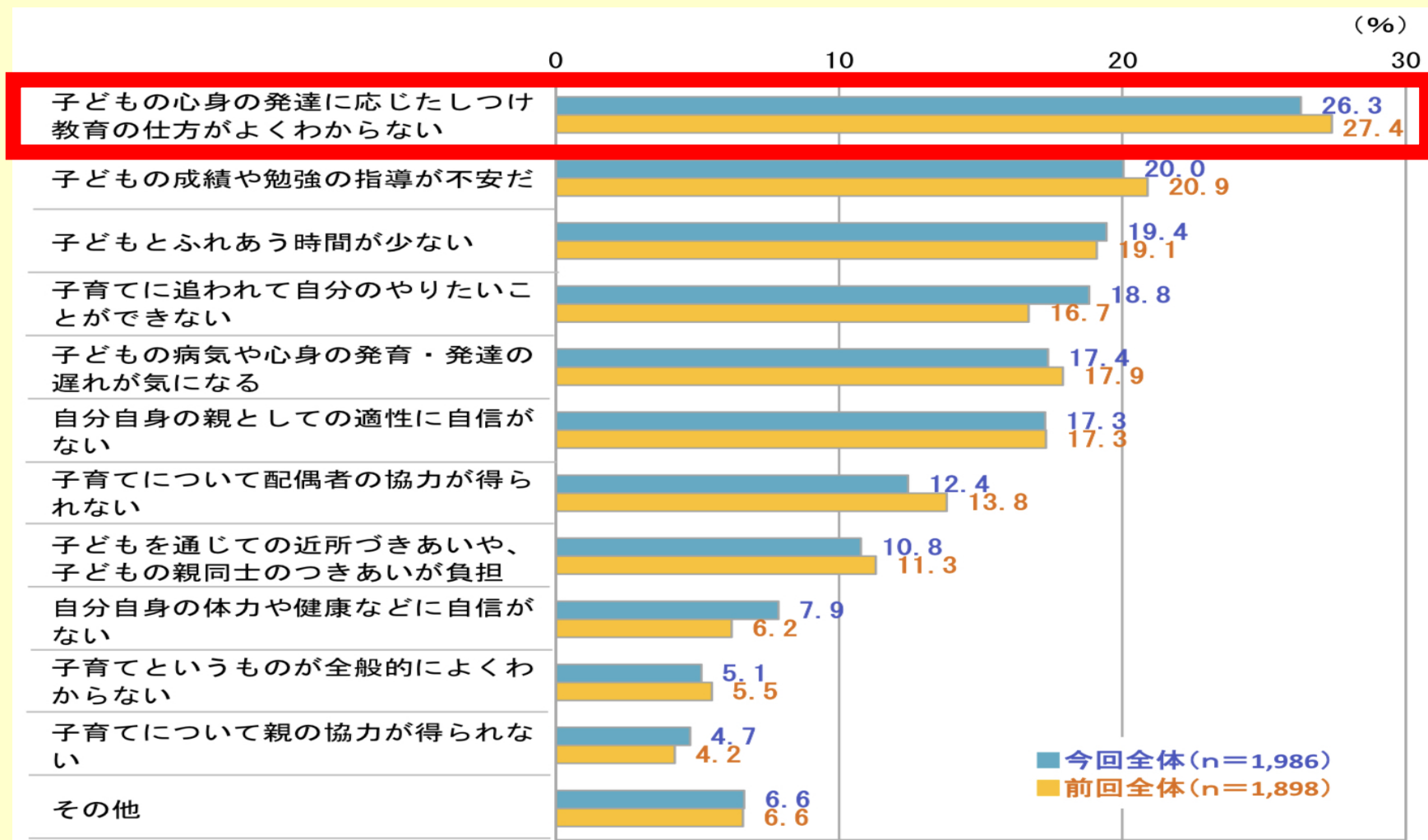
	家庭教育支援	子育て支援
管轄	文部科学省	厚生労働省
内容	<p>子・保護者の学びを支える</p> <p>教育</p>	<p>財政的・福祉的に</p> <p>福祉</p>
具体的には	<ul style="list-style-type: none"> 親の学びの機会提供 体験学習の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当 乳幼児学級 育児休暇

子供の健全育成

家庭教育支援と子育て支援は、どちらも必要です。

2 家庭教育の現状と課題

2-(1) 悩みや不安の内容



保護者に、
学習する
機会を提供
することが
必要です。

「子育て等に関する県民意識調査」 福岡県 平成31年3月より

2-(2) 家庭教育の課題

悩みや不安

孤立化

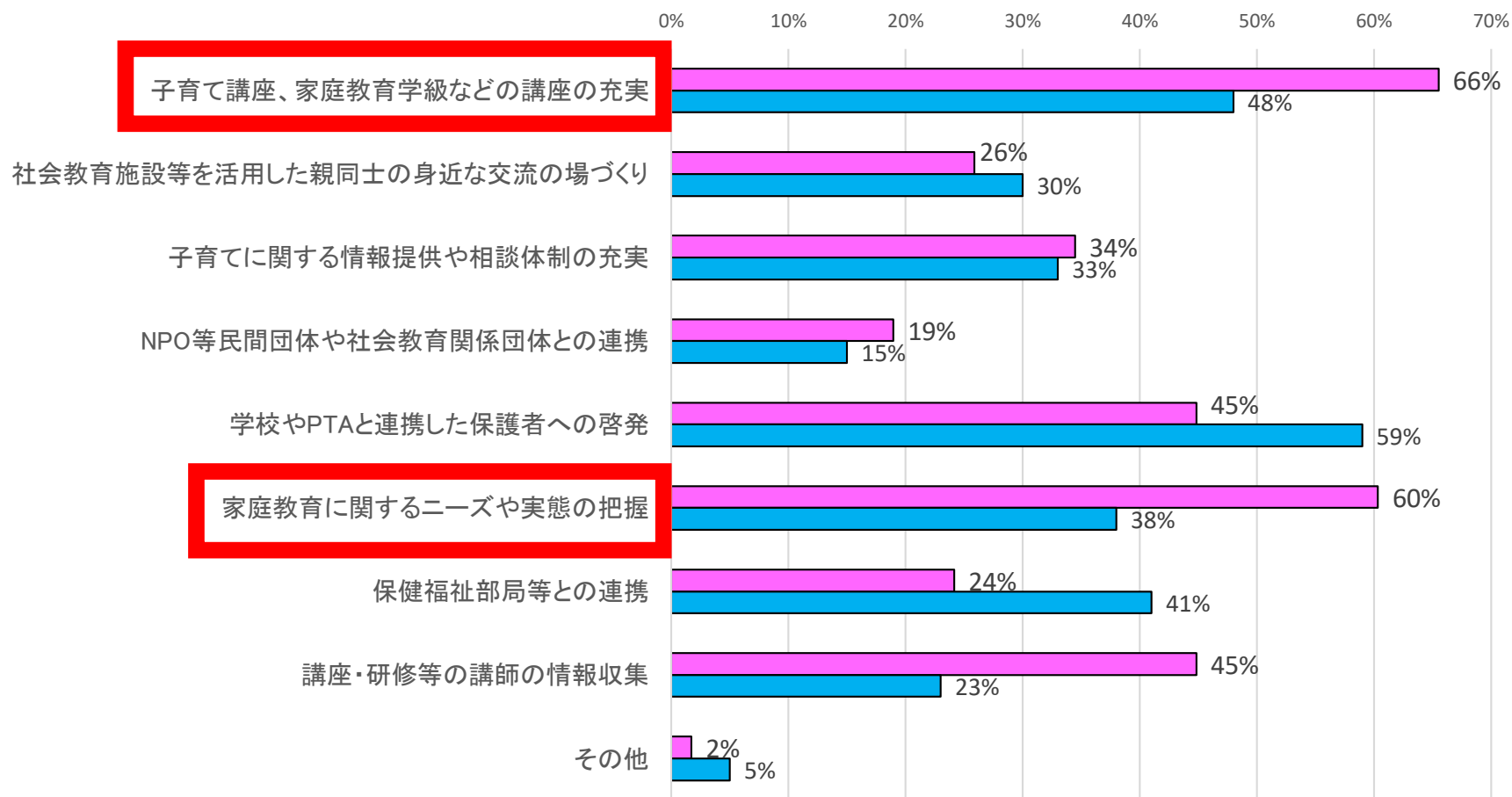
教育の仕方が
分からない



地域みんな
でかかわり、
学ぶ機会を
提供すること
が大切です。

2-(3) 家庭教育支援の課題

5-(1) 「家庭教育」支援上の課題



ニーズや実態の把握や学習する機会の提供に取り組むことが必要です。

「令和2年度社会教育調査(福岡県)」福岡県立社会教育総合センターより

3 家庭教育支援の施策・方向性

3-(1) 福岡県の家庭教育支援施策

「令和4年度 福岡県教育施策実施計画」

I-2-(7)学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、
家庭教育の充実(施策の基本的ねらい)より

地域全体で子どもを育てる体制の整備

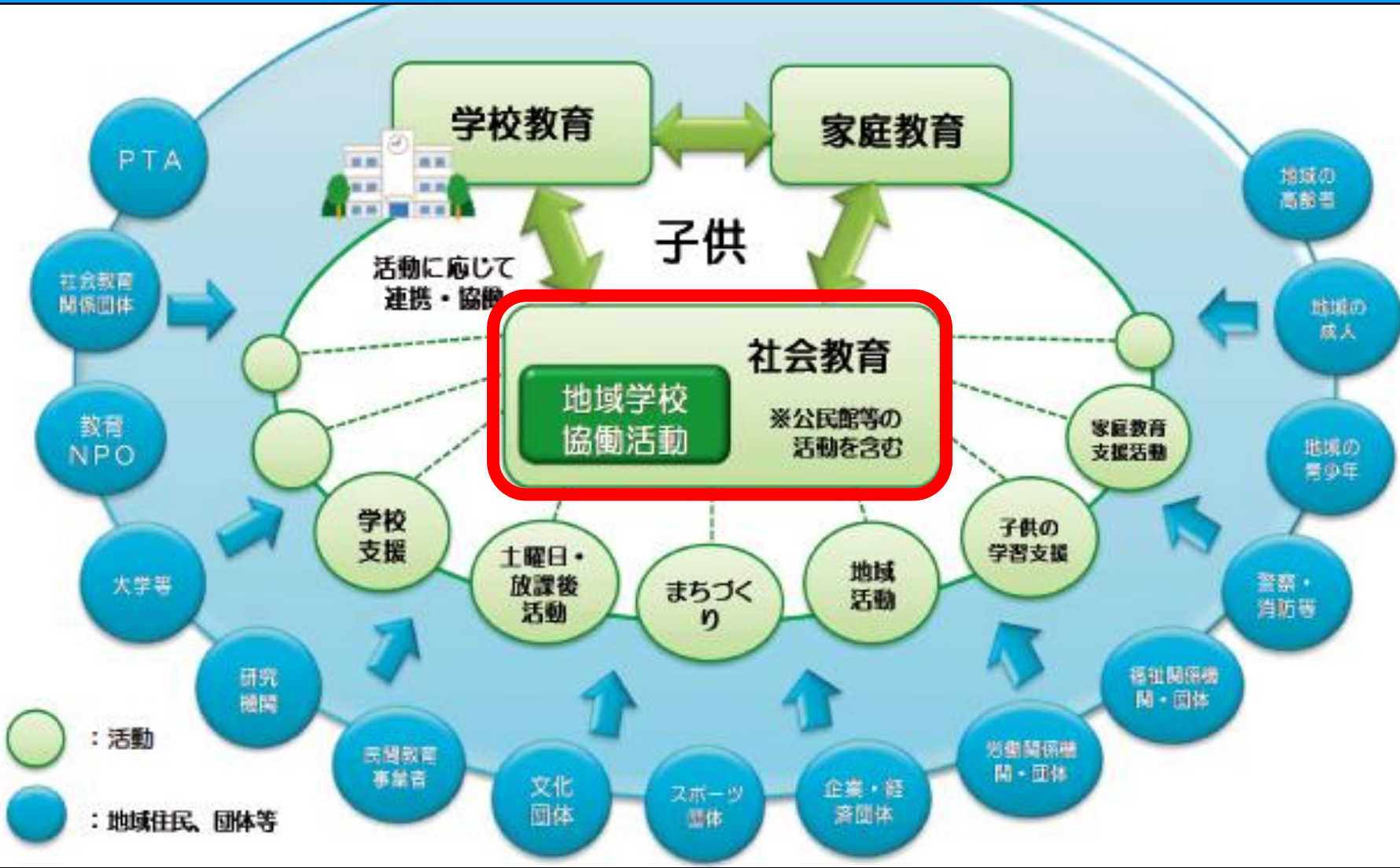
家庭教育の充実に向けた学校とPTAの連携・協働の推進

家庭教育支援を担う人材の育成

安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりの支援

福岡県教育施策実施計画に
方向性が示されています。

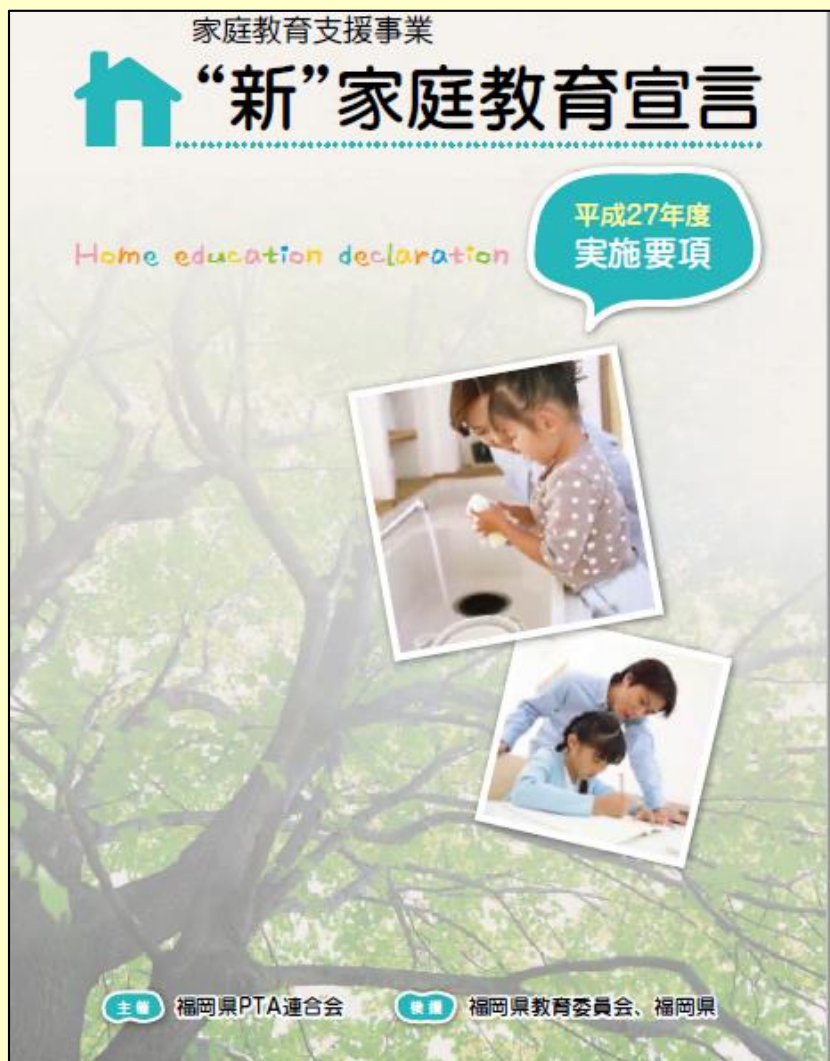
3-(2) 地域全体で子どもを育てる体制の整備



地域学校協働活動のさらなる推進が求められます。

「地域学校協働活動パンフレット」文部科学省より

3-(3) 家庭教育の充実に向けた学校とPTAの連携・協働の推進



「“新” 家庭教育宣言」

親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりやメディアに関するルールづくり等を通じて家庭の教育力向上を目指します。

家庭の教育力の向上を目指しています。



福岡県PTA連合会 事務局

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5階

TEL:092-643-7766 FAX:092-643-7767

E-Mail: jimukyoku@fukuokakenpta.gr.jp

ホームページ: <http://www.fukuokakenpta.gr.jp/>

3-(4) 家庭教育支援の役割分担

国・都道府県・市町村の役割分担

国(文部科学省)

- 研究協議会の実施(優良事例の横展開などによる全国的な普及啓発)
- 普及啓発資料・手引き等の作成

都道府県

- 都道府県内の調整・展開
- 人材養成
- 学習プログラムの作成

市町村

- 具体的な取組の実施
- 各関係機関との連携・協働



役割は取組の実施と関係機関との連携・協働です。

3-(5) 「家庭教育支援の具体的な推進方策について」

I. 全ての親の学びや育ちを応援するための方策

- ◇親としての育ちを応援するための親同士の交流の促進について
- ◇乳幼児期から学齢期につながる切れ目のない支援の推進について
- ◇体験の中で子育てや適切な生活習慣づくりを学ぶことについて
- ◇ICTを活用した積極的な情報提供の推進について

II. 家庭教育支援チームを中心とした家庭教育支援のための方策

- ◇地域の人材を中心とした「家庭教育支援チーム」の役割について
- ◇関係者の専門性を尊重して学び合うことを通じて推進する学校と協力した家庭教育支援の進め方について
- ◇多様な活動の形態が考えられる「家庭教育支援チーム」の類型について
- ◇家庭訪問による家庭教育支援の進め方について

III. 家庭教育支援を担う人材の確保

家庭教育支援者には、**方策の具現化**が求められます。

3-(6) 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル

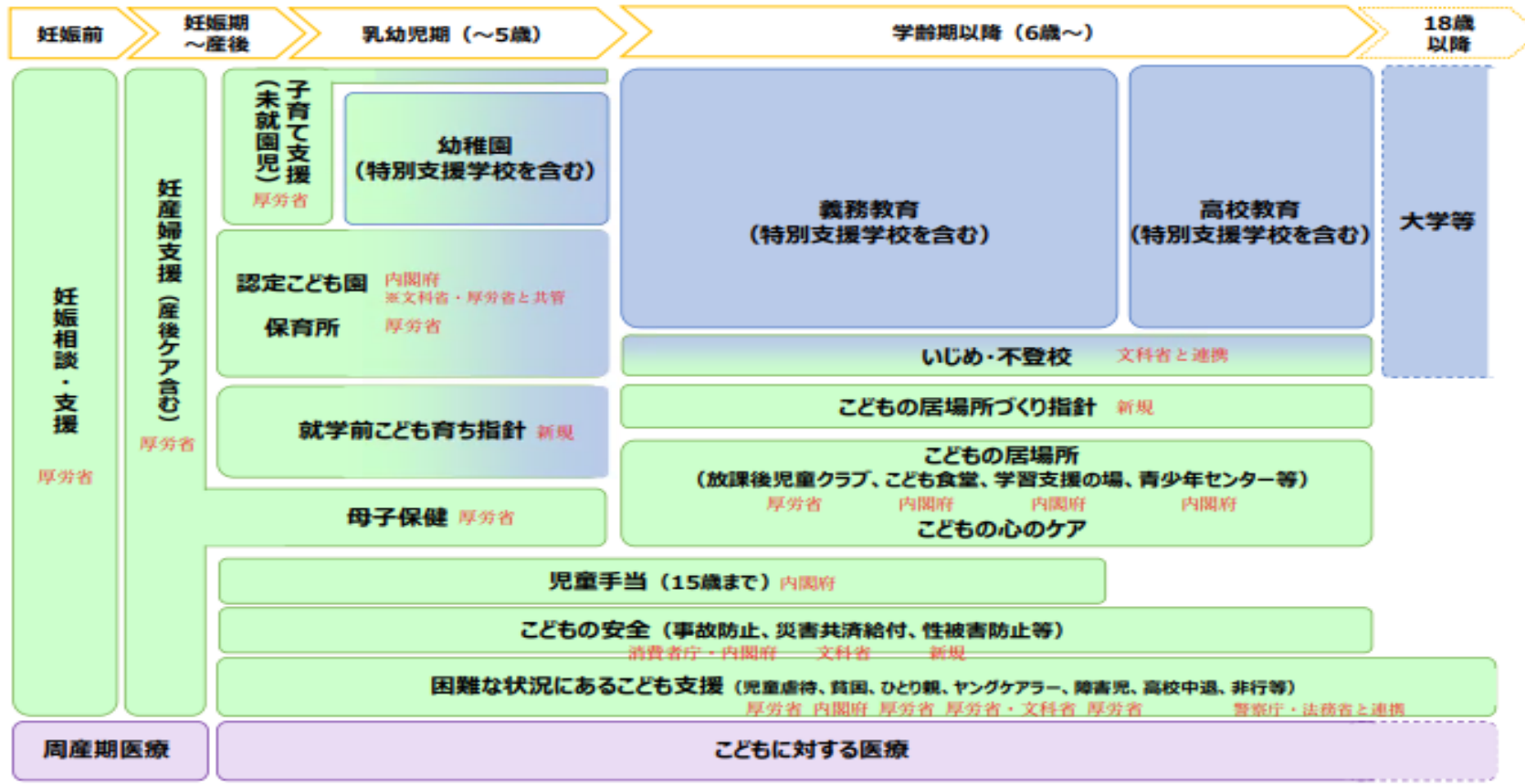
教育、福祉、保健などに
関係する機関
や団体が**密接**
に**ネットワーク**
を**形成**し、
支援する**必要**
があります。

3-(7) 令和5年度「こども家庭庁」創設

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現 (プッシュ型情報発信、伴走型支援)



一元化される支援を切れ目なく実現がしていくことが必要です。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」内閣官房 令和3年12月より

3-(8) 親子が元気になる家庭教育支援を目指して

家庭教育支援は、

親が元気になるための支援

それは、子どもが元気になるための支援



家庭教育支援の取組をコーディネートする

中心的な役割を担うことになります。